

横須賀市廃棄物交換システム運営要綱

(総則)

第1条 廃棄物の再資源化及び再利用を促進し、処分量の減量化及び省資源化を図るための廃棄物交換システム（以下「システム」という。）の運営については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(システムの運営)

第2条 システムは、横須賀商工会議所（以下「会議所」という。）と共同で、次に掲げるところにより運営されるものとする。

(1) 廃棄物の交換、あっ旋等の窓口業務は、会議所が行う。

(2) システムを利用する廃棄物の調査、交換情報の集約等の業務は、環境部廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という。）が行う。

(3) システムを事業所へ周知し、及び徹底するための広報活動は、会議所及び廃棄物対策課行う。

(対象廃棄物)

第3条 システムの対象となる廃棄物は、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、具体的に再利用可能なものとする。

(対象事業所)

第4条 システムを利用することができる事業所は、市内の事業所で、提供する廃棄物を直接排出する事業所（以下「提供事業所」という。）又は自らその廃棄物を再利用する事業所（以下「再利用事業所」という。）とし、原則として廃棄物処理業者（専ら再生利用の目的となる廃棄物のみを扱う事業者を含む。）は対象としない。

(申込み)

第5条 廃棄物の提供又は再利用を希望する事業所は、廃棄物交換システム登録申込書（第1号様式）を会議所を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、次の手順により、提供事業所又は再利用事業所のシステムへの登録を行うものとする。

(1) 市長は、提供事業所又は再利用事業所における廃棄物の管理状況等を調査し、システムへの登録の適否を決定する。

(2) 市長は、前項の規定により申込みをした事業所に対し、システムへの登録の適否について説明するものとする。

(3) 市長は、第1号の規定により登録すべきと決定した事業所を当該事業所の区分ごとに廃棄物交換システム台帳(第2号様式)に記載し、その写しを会議所に送付するものとする。

(費用)

第6条 この要綱の規定に基づく登録、交換、あっ旋等の費用は、無料とする。

(利用条件)

第7条 システムの利用条件は、次のとおりとする。

(1) 提供する廃棄物は、原則として無償とし、再利用事業所においては、名目の如何にかかわらず、処理料金に相当する金品を受領しないこと。

(2) 廃棄物は、原則として再利用事業所が自ら運搬すること。ただし、これにより難しいときは、提供事業所が自ら運搬し、又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。)に委託して運搬すること。

(3) 廃棄物の交換が成立した後に生じた問題は、提供事業所及び再利用事業所間で責任をもって解決に当たること。

(報告)

第8条 交換、あっ旋等の申込みをした登録事業所(第5条第2項の規定により登録された事業所をいう。以下同じ。)は、交換が成立したとき又は交換を中止したときは、廃棄物交換成立(中止)報告書(第3号様式)を会議所に提出しなければならない。

2 交換が成立した登録事業所は、廃棄物交換システム成立状況実績報告書(第4号様式)を毎年度作成し、翌年度の5月31日までに、廃棄物対策課に提出するものとする。

3 登録事業所は、交換が不成立に終わったときは、会議所にその旨の連絡をしなければならない。

4 会議所は、第1項の報告書の提出があった場合にあつては当該報告書を廃棄物対策課に送付し、前項の連絡があった場合にあつては交換の不成立の旨を廃棄物対策課に連絡するものとする。

(登録の削除)

第9条 登録事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物交換システム登録削除届(第5号様式)を会議所を経由して市長に提出するものとする。

(1) 登録の削除を希望するとき。

- (2) 登録事業所を廃止したとき。
 - (3) 取り扱う廃棄物が対象廃棄物に該当しなくなったとき。
 - (4) 事業所が第4条に規定する条件に該当しなくなったとき。
 - (5) 廃棄物の利用方法が第7条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- 2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合に、当該登録事業所が同項各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該登録を削除するものとする。
この場合において、市長は、当該削除を行った後の廃棄物交換システム台帳の写しを会議所に送付するものとする。
- 3 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当した場合は、当該登録を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (2) 第1項第2号から第5号までのいずれかに該当したとき。
- 4 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録事業所に対し、理由を付して通知するとともに、会議所に連絡するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）

廃棄物交換システム登録申込書



申込 番号	
----------	--

廃棄物交換システム登録について下記のとおり申し込みます。

（あて先）横須賀市長

年 月 日

申 込 区 分 (○で囲む)		1. 譲ります（提供） 2. 譲ってください（再利用）			
申 込 者	所 在 地 事 業 所 名 代 表 者 氏 名	電 話			
	所 属 部 課 名 担 当 者 名		業 種		
交 換 対 象 廃 棄 物	廃 棄 物 名				
	大 き さ		性 状	1. 固体 2. 液体 3. その他 ()	
	取 引 希 望 量	／月	取 引 頻 度	回／月	
	運 搬 方 法	1. 運搬します 2. 運搬して下さい 3. 応談	分 析 表	1. 有 2. 無	
	発 生 工 程				
	再 利 用 方 法 (具 体 的 に)				
	特 記 事 項				
備 考	〈この欄には記入しないでください〉				

第2号様式（第5条第2項関係）

廃棄物交換システム台帳

登録申込番号	事業所名	所在地 (電話番号)	業種	廃棄物名	再利用方法	取引希望量	登録申込 年月日	登録・ 非登録 年月日	交換成立 年月日	備考
							確認調査 年月日		交換中止 年月日	
							・ ・	1. 登録 2. 非登録	・ ・ 番と交換成立	
						・ ・			・ ・ 番と交換中止	
							・ ・	1. 登録 2. 非登録	・ ・ 番と交換成立	
						・ ・			・ ・ 番と交換中止	
							・ ・	1. 登録 2. 非登録	・ ・ 番と交換成立	
						・ ・			・ ・ 番と交換中止	
							・ ・	1. 登録 2. 非登録	・ ・ 番と交換成立	
						・ ・			・ ・ 番と交換中止	
							・ ・	1. 登録 2. 非登録	・ ・ 番と交換成立	
						・ ・			・ ・ 番と交換中止	

第3号様式（第8条第1項関係）

廃棄物交換成立（中止）報告書



年 月 日

（あて先）横須賀市長

このたび廃棄物の再利用について取引が成立（中止）しましたので、下記のとおり報告いたします。

事業所名

代表者名

再利用事業所	所在地名			
提供事業所	所在地名			
再利用廃棄物名				
取引量	／月	取引頻度	回／月	
交換取引内容 又は中止の理由				
再利用廃棄物の 運搬者	(事業者名) (所在地)	許可番号 電話番号		
交換成立(中止) 年 月 日	年 月 日			
備考	〈この欄には記入しないでください。〉			

第 4 号様式（第 8 条第 2 項関係）

廃棄物交換システム成立状況実績報告書

事業所	登録番号			
	区分	1 提供事業所	2 再利用事業所	
	住所			
	名称			
	電話		F A X	
	担当所属名		担当者名	
交換成立内容	成立年月日	廃棄物名	取引量	相手方事業所
			(年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 31 日) (t / 年)	登録番号 住所 名称 電話
			1 実測値 2 重量換算表適用	
再利用の方法				
交換中止 交換中止予定	1 年度途中で交換を中止した。 (交換中止年月日 : 年 月 日) 2 今後交換を中止する予定 (交換中止予定年月日 : 年 月 日)			
交換中止の理由				

第 5 号様式（第 9 条第 1 項関係）

廃棄物交換システム登録削除届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 届出者 氏名 電話		
事業所	登録番号	
	住 所	
	名 称	
	電 話	
廃 棄 物 名		
登録取消の理由		